

特 自 検

安全は
全てに優先



特定自主検査強調月間 **11月1日~30日**

佐野 未来

フォークリフト・車両系建設機械等の特定自主検査実施予定表

機種	機番	管理番号	特自検実施年月	次回実施予定年月

建設荷役車両特定自主検査 強調月間実施要綱

スローガン

「安全は全てに優先 特自検」

平成24年11月1日～11月30日

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査（特自検）の実施台数は、平成23年度には全国で約160万台と推定され、特自検が定着化しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害が、依然として発生しており憂慮される状況です。当協会としては平成24年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、行政当局の指導とあいまって、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関紙等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特定自主検査業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を用いた特自検業務の点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特定自主検査業務が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを「特定自主検査業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を使用して、自社の特定自主検査業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
 - 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。
- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検が計画的に実施されているか確認する。
 - 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
 - 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

主唱

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

後援

厚生労働省 経済産業省

協賛

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

鉱業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
社団法人 日本産業車両協会
建設荷役車両の製造業者等



特定自主検査 お済みですか？

— 作業前に検査済標章を確認しましょう —



特定自主検査対象機械

車両系建設機械

●整地・運搬・積み込み用機械

ブルドーザー モーター・グレーダー



トラクター・ショベル
(クローラ式) (ホイール式)



スクレーパー



スクレープ・ドーザー ざり積機



●掘削用機械

パワー・ショベル



ドラグ・ショベル
(クローラ式) (ホイール式)



ドラグライン



クラムシェル



バケット掘削機



トレンチャー



●基礎工用機械

杭打機・杭抜機



アース・ドリル



リバース・サーキュレーション・ドリル



●締固め用機械

ロードローラー



タイヤローラー



振動ローラー



ハンドガイドローラー



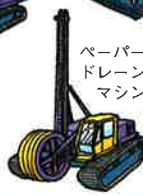
アース・オーガー



建柱車



ペーパー・ドレン・マシン



せん孔機



●コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車



●解体用機械

ブレーカ



車両系荷役運搬機械

●フォークリフト

(カウンターバランス式) (ピッキング式)



(リーチ式)

●不整地運搬車

(クローラ式)

(ホイール式)



高所作業車

(トラック式)



(クローラ式)



(ホイール式)



(X式)



特定自主検査や月例検査でお知りになりたいことはございませんか。
当協会支部や協会会員にお気軽にご相談下さい。

社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**

熊本県支部

〒860-0845 熊本市上通町7-32 蚕糸会館3F
TEL.096(356)6323 FAX.096(356)6325



とくしけん

とくしけん



建設機械と荷役運搬機械は、
労働安全衛生法により定期自主検査が
義務づけられています。



特定自主検査とは

車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は1年を越えない期間ごとに1回（ただし不整地運搬車は2年を越えない期間ごとに1回）、定期に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査（年次検査）のことを**特定自主検査【特自検】**といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。



■ どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

[安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23]



■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表（チェックリスト）に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。

検査年月日 検査方法 検査箇所
検査結果 検査実施者名
検査結果の措置内容

[安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25]



■ 異常があった場合は

検査の結果、異常を認めた場合は直ちに補修などを行い、正常な状態に修復させ、その他必要な措置をとらなければなりません。

[安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28]



■ 検査する人は

法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査業者のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

[安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4]

法定検査機器

事業者（ユーザー）からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

- 1 圧縮圧力計
- 2 回転計
- 3 シックネスゲージ
- 4 ノズルテスター
- 5 油圧計
- 6 電圧計
- 7 電流計
- 8 探傷器
- 9 磨耗ゲージ



■ 検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい箇所（運転席の付近など）に検査を実施した年月を明らかにする標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。

[安衛則 第151条の24第5項、第151条の56第5項、第169条の2第8項、第194条の26第5項]



■ 検査や必要な措置を怠ったときは

罰則（50万円以下の罰金等）が適用されます。

[安衛法 第119条、第120条、第122条]

安全は全てに優先 特自検